

災害特別枠免除を
実施します
令和8年2月

◆激甚災害の被害（東日本大震災含む平成23年度以降の激甚災害） にあわれた新入生の皆様へ

このお知らせは激甚災害により被災した方へ向けた「災害特別枠」についてのものです。

入学手続の手引き6ページ記載の（イ）（オ）は激甚災害以外の風水害について述べたものです。

本学独自の学費免除制度（災害特別枠）について

住民税非課税世帯、非課税世帯に準ずる世帯および令和7年度からは多子世帯の大学生に対し、国の修学支援制度（JASSO給付奨学金）において学費支援が行われていますが、これに該当しない方（院生や対象要件から外れる学類生）、またはJASSO給付奨学金に申請し選考の結果、第Ⅱ区分・第Ⅲ区分（多子世帯は除く）、対象外（奨学金不採用）となった方は本学の災害特別枠入学料・授業料免除制度に申請することによって、JASSO支援との差額分を支援（免除）される場合があります。※

※本学の入学料・授業料免除制度に申請し、選考の結果、家計基準を満たした場合に以下のとおり本学予算によって支援します。（申請をすれば必ずしも免除されるとは限りません）

例1：次の区分または修学支援制度対象外の者が、本学の免除制度に申請し「全額免除」となった場合

- ・第Ⅱ区分 → 1/3を本学予算で免除、JASSO支援2/3とあわせ全額免除とする
- ・第Ⅲ区分 → 2/3を本学予算で免除、JASSO支援1/3とあわせ全額免除とする
- ・対象外 → 本学予算において全額免除とする

例2：次の区分または修学支援制度対象外の者が、本学の免除制度に申請し「半額免除」となった場合

- ・第Ⅲ区分 → 1/6を本学予算で免除、JASSO支援1/3とあわせ半額免除とする
- ・対象外 → 本学予算において半額免除とする

【免除対象者】

以下に該当する者のうち、経済的理由により入学料または授業料を納入することが困難な学生

- （1）東日本大震災を含む平成23年度以降、「激甚災害」に指定された災害により被災された方で、
家計支持者の居住する家屋が全壊・大規模半壊・半壊と認定された方。
- （2）東日本大震災を含む平成23年度以降、「激甚災害」に指定された災害により被災された方で、
主たる家計支持者が死亡、または行方不明となつた方。
- （3）東京電力福島第1原子力発電所事故当時「警戒区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」に主たる家計支持者が居住していた方で、避難を余儀なくされた方。

【申請の方法】

- ・「入学手続の手引き」6ページ～11ページをよく読んで申請してください。
- ・要項を確認し、申請手続きを必ず期限内に行ってください。入学料免除申請は入学手続期間となります。なお、申請期限を過ぎた場合はいかなる理由でも受付できません。

※入学料免除を希望される方は、入学手続き時に入学料の納入をしないでください。

入学料の納入が困難な方が対象です。入学料を納入された方は申請することができません。

【提出書類】

I. 入学料免除

免除願、申請要領等の書式は本学ウェブサイト※からダウンロードしてください。

- ①「令和8年度入学料免除申請要領」に記載されている必要書類一式
- ②罹災証明書（被災証明書）、死亡または行方不明、避難していることが確認できる書類のコピー

※本学ウェブサイト

https://gakusei.adb.fukushima-u.ac.jp/nyugaku_download.html

II. 授業料免除

前期分授業料免除の申請受付は4月22日～4月24日です。

申請要領は3月上旬に本学ウェブサイトへアップします。

- ①「令和8年度前期分授業料免除申請要領」に記載されている必要書類一式
- ②罹災証明書（被災証明書）、死亡または行方不明、避難していることが確認できる書類のコピー

【選考結果・納入について】

- ・JASSO給付奨学金の採用結果が出てから本学の免除が決まりますので、入学料免除結果は8月中旬、前期分授業料免除結果は9月に発表予定です。
- ・選考結果が発表されるまでは、納入が猶予されています。
- ・選考の結果、入学料の支払いが生じる場合は、納付書をお渡ししますので、納付書により金融機関から納入をお願いいたします。授業料については、入学手続き時に登録手続きをした授業料口座から引き落としとなります。

【その他注意事項】

- ・授業料免除の申請は、**前期分授業料と後期分授業料それぞれに申請をして選考されること**となります。後期分申請の案内は8月上旬に本学ウェブサイトへアップします。